

普及啓発手法の検討

▶ 普及啓発の目的：手引きを幅広く周知し、利用いただく



▶ 地域のヘルシープランを作成いただく

- ・なお、手引きは、海の環境保全計画等を策定する際の参考として頂くことも可能
- ・海への人為的な働きかけは場合によっては不可逆。将来に禍根を残さないためにも、手引きを活用した手法により、自然的・社会的状況を共有し、科学的知見に基づき、地域合意によりヘルシープランを作成

▶ 合意形成のためには、様々な立場の主体の参画が不可欠

- ・地域の海は生命の源であり、様々な資源・便益の供給の場。海に直接関りのある人だけで意思決定できるものではない。



多様な主体への普及啓発が必要

幅広く周知し、取組を進めてもらうためには

▶ 手引きについて提供側で実施すること

- ・分かりやすく、利用しやすい内容の手引きとすること

▶ 地域に応じた働きかけ

- ・全国に対する広く浅い普及啓発
- ・健全性が損なわれている地域に対するローカルコミュニティ向けの普及啓発

→普及啓発の内容・方法も異なる

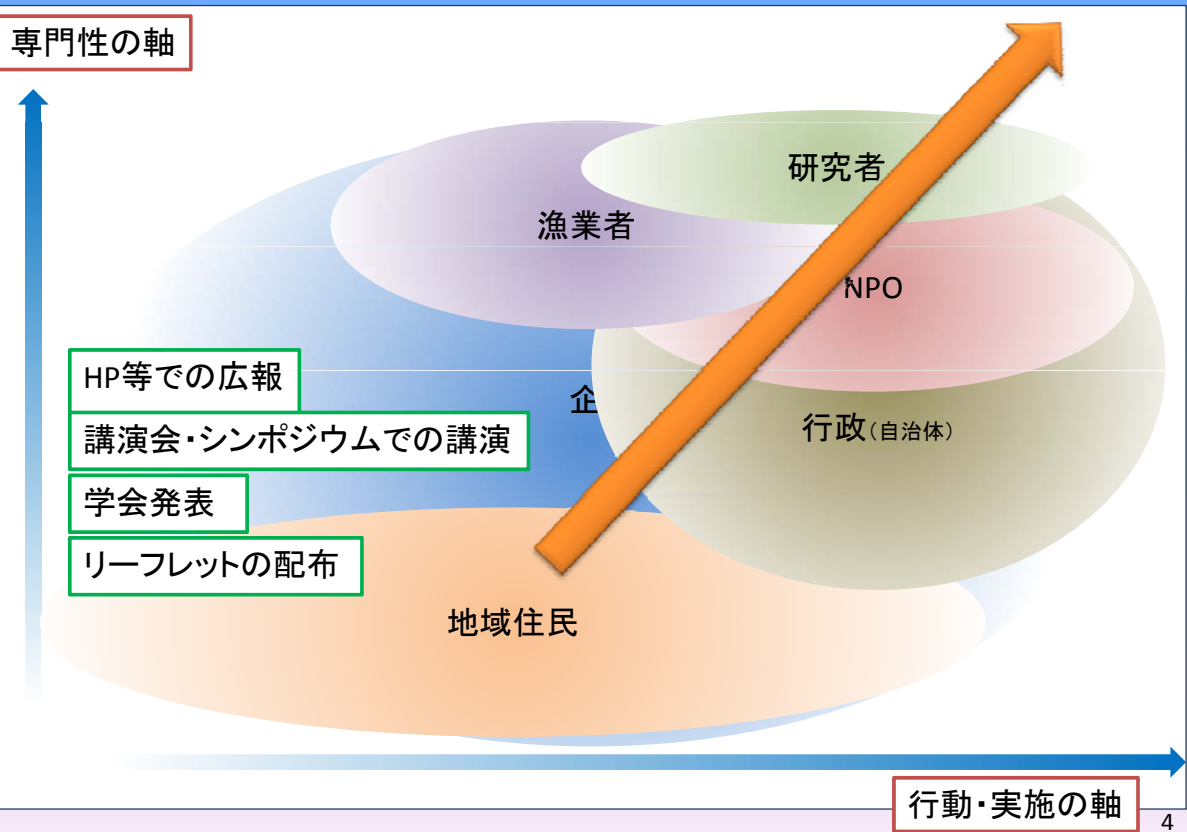
▶ 普及啓発の対象者（ターゲット）に応じた働きかけ

- ・ターゲットを区分し、区分に応じた内容・方法で普及
- 立場、専門性で普及啓発の内容・方法も異なる

1. 全国に対する普及啓発

- 目的：手引きの存在・考え方・作成事例を知らせる
 - ・HPで手引き、モデル地域のヘルシープランを公開
 - コストが比較的かからず、普及対象の広い
 - ただし、**受動的**で検索されないと情報が伝わらない
 - ・講演会・シンポジウム・学会等での発表（信用性の獲得）
 - ・リーフレットの作成、配布（事務連絡用の要約版は作成済み）
 - コストはかかるが、**能動的に**手引きの存在・趣旨を情報を送れる

全国のターゲットの区分のイメージ



ターゲット別の普及・啓発目的

ターゲット	目的
行政 (自治体)	ヘルシープラン作成の動機付け、趣旨・考え方の普及・啓発、物質循環の理解向上
研究者 (作成にあたっての核)	ヘルシープラン作成の専門的サポート、行政の環境保全の方向性の普及、住民等への教育・啓発
NPO	ヘルシープラン作成の協力、住民等への教育・啓発、物質循環の理解向上
漁業者	ヘルシープラン作成・実施、物質循環の理解向上
企業	排水事業者としての理解増進、CSR活動の一環としての協力、物質循環の理解向上
住民	ヘルシープラン作成の協力、海への関心・意識の向上、行政の取組への関心、物質循環の理解向上

5

主体別の普及・啓発

ターゲット ↓ 実行者		手引きの存在を知らない					
		行政向けに	研究者向けに	NPO向けに	漁業者向けに	企業向けに	住民向けに
手引きの存在を知っている	行政が	①②④ 事務連絡	①②③	①②④	①②④	①②④	①②④ ⑤
	研究者が	②	①②③	①②	①②	①②	①②⑤
	NPOが	②	①②③	①②	①②	①②④	①②④
	漁業者が	②	①②	①②	①②	①②	①②
	企業が	②	①②③	①②	①②	①②	①②④
	住民が	要望、意見	要望、意見	①	①	①	①

- ①HPで紹介
- ②講演会、シンポジウムで発表
- ③学会で発表
- ④リーフレットの作成・配布
- ⑤教材の作成・配布

手引きの存在を「知らなかった人」が、「知っている」側に回って普及していくループができるのが理想

6

手法別の取組と課題

手法	状況	取組の可能性の例	取組にあたっての課題
①HPで紹介	環境省HPで実施済み (Googleで「物質循環」を検索すると上位10位程度以内にランクイン)	分かりやすいコンテンツの作成	作成者、作製費
		環境NPO・住民に近いHPとして、環境省パートナーシップオフィス※(EPO)に案内等	現在の環境省HPのリンクを貼って頂くだけなら可能か
②講演会、シンポジウムで発表	委員の皆様等によって、各所でご発表	<ul style="list-style-type: none"> ・更に多くの場での発表 ・自治体向けに環境省の環境調査研修(行政研修)や瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム等で講義 	<ul style="list-style-type: none"> ・発表機会の創出、発表資料の作成

※ 様々な環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するため、市民・NGO/NPO、企業、行政といった各社会主体が、考え方の違いを越え、それぞれの特性を活かしつつ相互に連携する対等・平等な関係(パートナーシップ・協働)による取組の推進を図る事を目的とし、全国8箇所に設置

7

手法別の取組と課題

手法	状況	取組の可能性の例	取組にあたっての課題
③学会で発表	委員の皆様等によってご発表	<ul style="list-style-type: none"> ・更に多くの場での発表 ・物質循環に係るセッション設置、シンポジウム開催と発表 ・学会事務局(沿岸環境関連学会連絡協議会が有力か)への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・発表資料の作成・研究資金
④リーフレットの作成・配布	事務連絡用の概要版作成	<ul style="list-style-type: none"> ・行政向け、NPO向け、教育向け等ターゲットに応じたリーフレット作成 ・EPOを通じた全国NPOへの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者、作製費
⑤教材の作成・配布	—	環境教育等促進法の枠組みを利用した作成の可能性はないか	

8

主体別の普及・活動

研究者（学会）に対する普及と活動

➤ 普及方法

- ・ 本委員会や地域検討委員会にご参画頂いた先生の他ヘルシープランの趣旨をご理解いただいている先生方に今後ご協力頂けないか

➤ 研究者を通じた活動

①全国向けには

- ・ 物質循環の健全化に係る学会のセッションや WG の設置、一般向けシンポジウム、サイエンスカフェの開催
- ・ 各地で海域環境保全に係る取組にご参画頂いた際に手引きの紹介・考え方の紹介

②ローカルコミュニティ向けには

- ・ 各地のヘルシープラン作成の牽引役

9

主体別の普及・活動

NPOに対する普及と活動

➤ 普及方法

- ・ まずは環境省パートナーシップオフィス（EPO）に案内、手引きを配布
- ・ EPO を通じて、地域のNPOにPR頂く

➤ NPOを通じた活動

- ・ ヘルシープラン作成への働きかけをして頂く
- ・ NPOが実施する取組の中で、ヘルシープランの考え方や手引きの手法を参考頂く

10

主体別の普及・活動

住民・漁業者・企業に対する普及と活動

▶ 普及方法

- ・講演会等への開催を通じて、すそ野を広げる。（手引き自体の普及・啓発というよりも、海の大切さ、仕組み、生物多様性の重要性と言った考えを知っていただく）
- ・環境教育として自治体が海に係る教材を作成する際に手引きの考え方を活用頂く

▶ 住民・漁業者・企業の活動

- ・地域のヘルシープラン作成や、海域の保全計画等作成への参画頂く

11

2. ローカルコミュニティ向けの普及啓発

目的：問題意識がある地域でのヘルシープランの推進

→問題意識ある地域では地域ワークショップの開催

→ヘルシープランの作成を促す

→ヘルシープラン作成の実績作り（他の地域への波及も期待）

- ①不具合の生じている対象海域の抽出
- ②WS開催の協力機関の選定
- ③参加を期待するステークホルダーのピックアップ
- ④WS内容の企画
- ⑤WSの開催

ヘルシープランを作成する協議会のベース作りとなる

ヘルシープランの作成

改善方策の実行

12

WS開催までの流れ

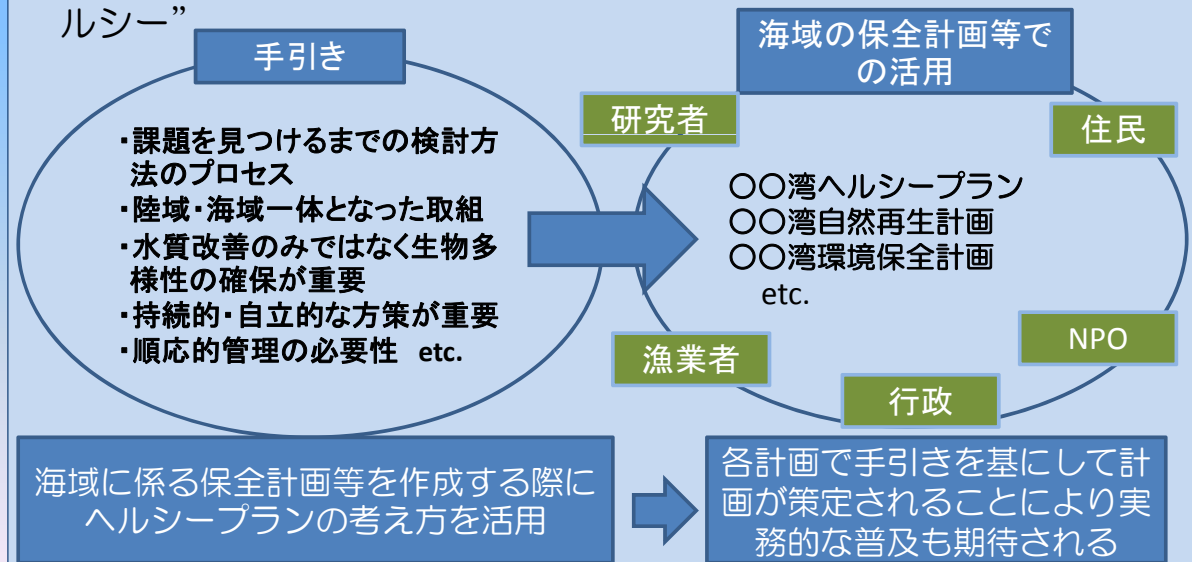
STEP	方法
①不具合の生じている対象海域の抽出・不具合の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家や自治体を通じた情報が有力 ・ 「海の健康診断」を利用
②WS開催の協力機関の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元NPOへの協力依頼（環境省パートナーシップオフィス（EPO）へのヒアリング、NPOの紹介） ・ 地域の専門家への協力依頼
③WS内容の企画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家、NPOによる地域の海の状況講演 ・ 不具合を解消するためのツールとして手引きの活用方法の紹介 ・ 参加者からの質疑・応答時間を設ける
④参加を期待するステークホルダーピックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家、NPOへのヒアリング ・ 候補：専門家、生業、住民、行政
⑤WSの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップの機会の提供 ・ ヘルシープラン作成の協議会づくりのベース構築

- ・ 費用は財団等民間助成金、競争的研究資金等の活用も考えられる
- ・ 作成したヘルシープランが自治体上位計画に取り込まれれば、自治体予算で取組も可能（播磨灘のヘルシープランは第4次兵庫県環境基本計画（仮称）（案）に取り込まれ検討中）

13

手引き・考え方の活用

- 手引きに基づき、各地でヘルシープランが作成
- 手引きを活用して海域に係る保全計画等が作成
- 多様な生物が生きられるように、「再生産可能な生物資源を生み出す海の仕組みが十分に機能していること」が物質循環の状態が“ヘルシー”



14

(参考) 手引きを参考と出来そうな枠組みの例

- ▶ 自然再生推進法による自然再生全体構想
 - ・ 自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえた実施が重要
 - ・ 工事等を行うことを前提とせず自然の復元力に委ねる方法も考慮
 - ・ 自然環境が自律的に存続できる方法を含め十分検討
- ▶ 環境教育等促進法による行動計画
 - ・ 学校における環境教育の教材開発
 - ・ 事業者等は、雇用する者に対する環境教育
 - ・ 国及び地方公共団体は、指導や資料等の提供に努める
- ▶ エコツーリズム推進法による全体構想
 - ・ 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置
- ▶ 生物多様性地域連携促進法による地域連携保全活動計画
 - ・ 地域の農林漁業に配慮した、生物多様性の保全計画の検討
- ▶ 海洋基本法による地方公共団体の施策
 - ・ 沿岸域の総合的管理、陸域と一体的に行う沿岸域管理、閉鎖性海域での沿岸域管理の推進、沿岸域における利用調整
- ▶ 瀬戸内法による府県計画
 - ・ きめ細やかな水質管理、良好な環境の保全・再生・創出、森・里・川・海のつながりを考慮、順応的管理